

第 3 8 3 回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和 7 年 3 月 3 日（月） 15:00～

場 所：福岡県有明海水産会館 大会議室
（福岡県柳川市三橋町 271）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

（1）令和 7 年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）

（2）農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）

（3）農林水産大臣管轄漁場における佐賀、福岡両県の事業について（報告）

（4）その他

ビゼンクラゲの採捕制限に関する委員会指示について（報告）

4. 閉 会

第383回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和7年3月3日(月) 15:00～

委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	半田 亮司	
	委員	今村 克博	
	〃	平野 年吉	
	〃	松藤 文豪	
	〃	森田 幸寛	
	副会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	〃	井口 繁臣	
	〃	中島 龍	
	〃	川下 始	
	〃	古賀 秀昭	

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁九州漁業調整事務所	次長	平山 安彦	
	調整課	高野はるか	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導部部長	有馬 隆文	
	指導部次長	下田 貴利	
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	伊藤 毅史	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	荒巻 裕	
	主事	本間 智希	
福岡県農林水産部水産局 漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	主任技師	田中 慎也	
福岡県農林水産部水産局 水産振興課	漁場整備係長	後川 龍男	
	主任技師	黒川 皓平	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	佐野 二郎	
	技術主査	松本 昌大	
	主任主事	山田 菜美子	

刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 1 2 0 隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

(5) 漁業時期

1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

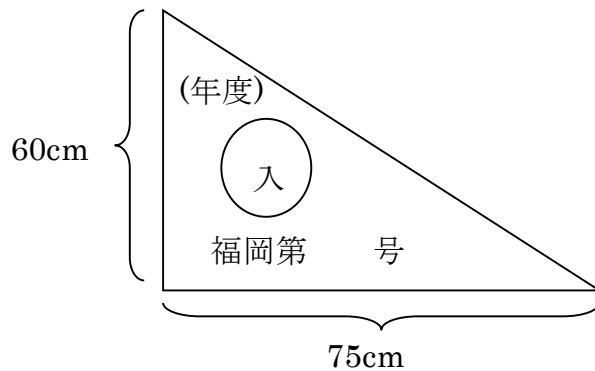
2 許可の有効期間

1 年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

附 則

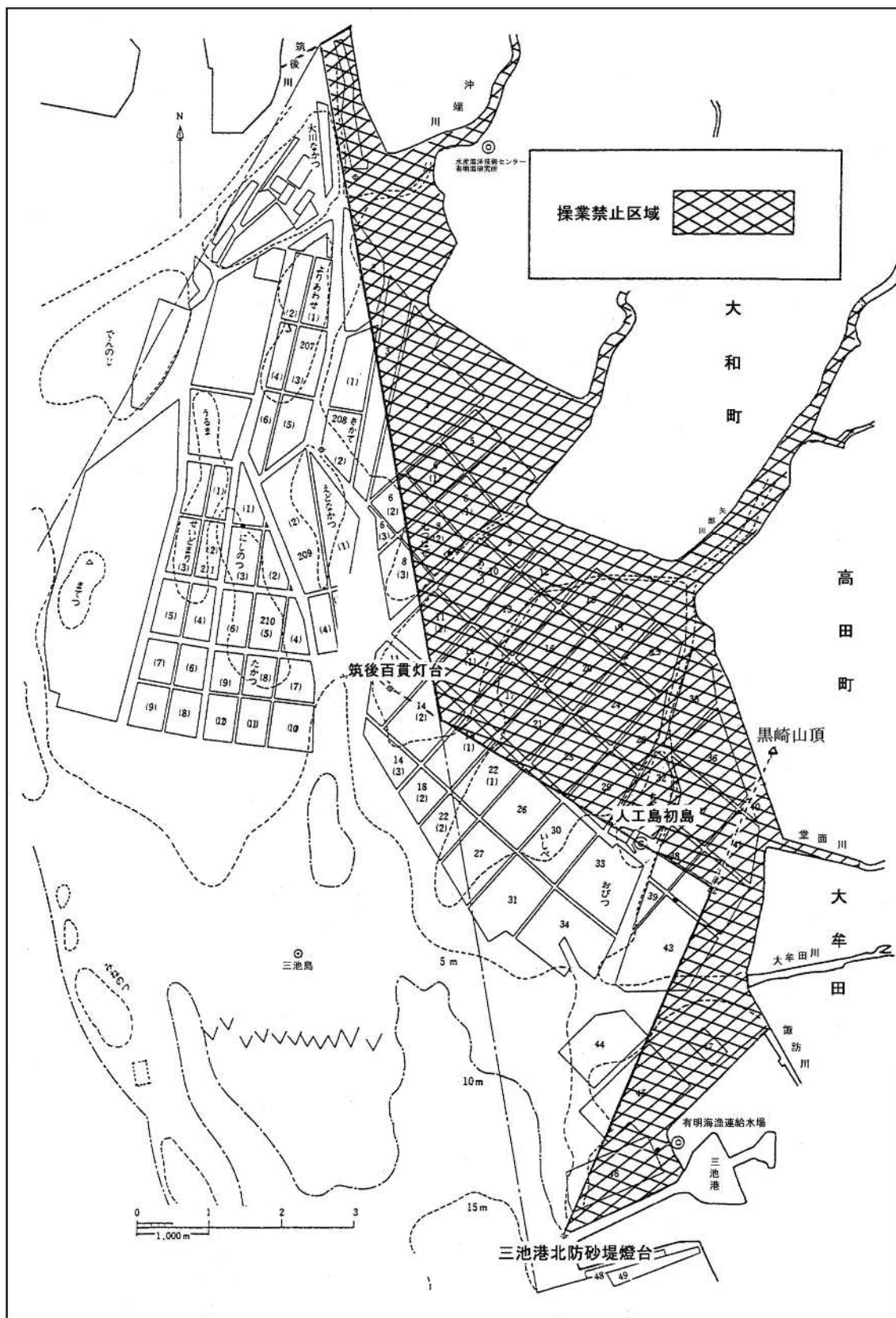
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

【すずき流し刺し網漁業】

○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



【えび三重流し刺し網漁業】

○条件

1. 網の目合は、外網 18 センチメートル以下、内網 3.5 センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2 メートル以下でなければならない。
3. 1 隻が使用する網漁具の総延長は、300 メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2 統以内でなければならない。2 統を使用する場合、その漁具の総延長は 300 メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から 1 メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない。

【雑魚一重流し刺し網漁業】

○条件

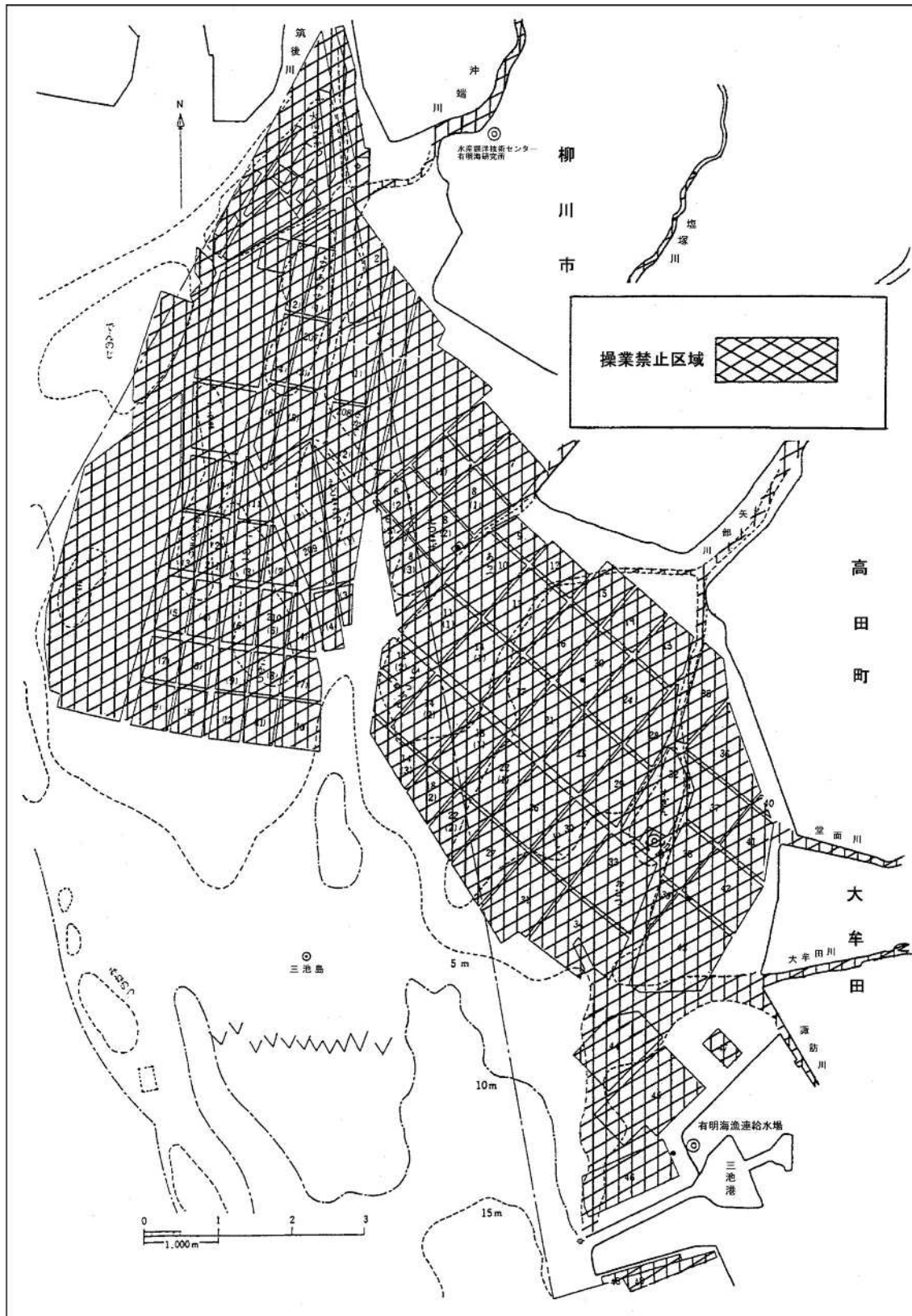
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業】

○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の滞筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】



【げんしき網漁業】

○条件

1. 1 隻が使用する網漁具の総延長は 4 5 0 メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は 1 統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から 1 メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上 1. 5 メートル以上の高さに掲げなければならない。

令和 7 年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針（案）

第 1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1 2 0 隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号。以下「規則」という。）第 1 0 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第 2 許可の有効期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

第 3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和 7 年 4 月 2 5 日から令和 7 年 6 月 2 日までとする。
- 2 7 月、1 0 月、翌年 1 月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が 1 2 0 件に満たないときは、残枠について各月の翌月 1 ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第 4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。

ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

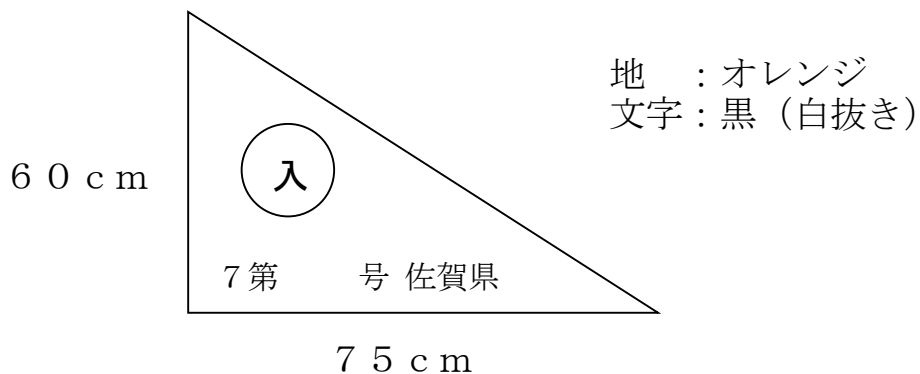
- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件
別紙のとおり

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

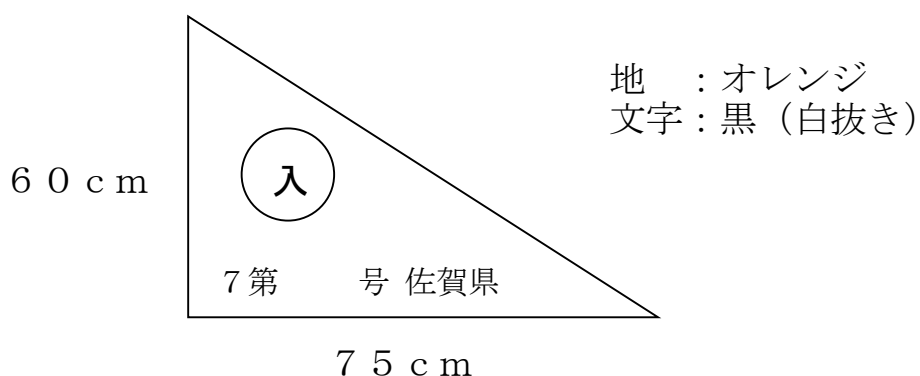
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

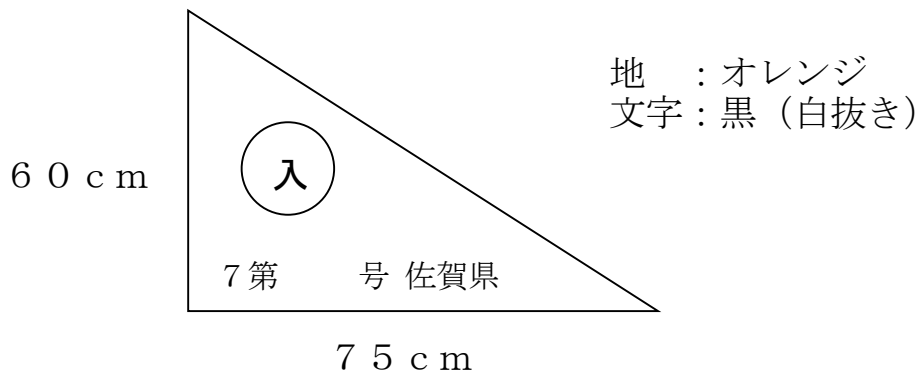
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

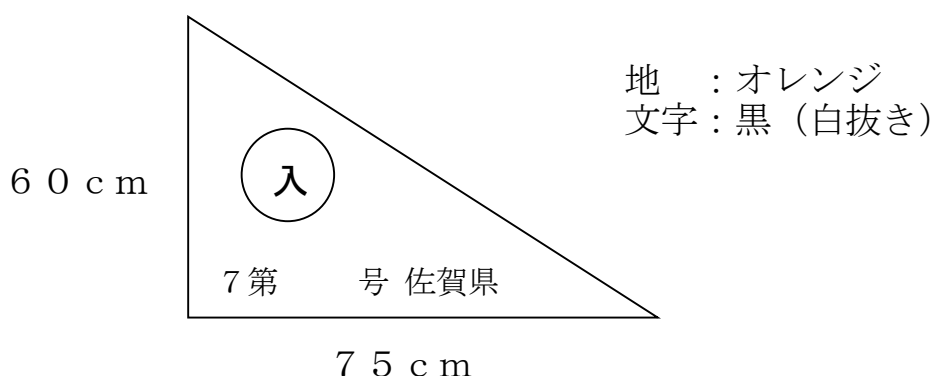
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

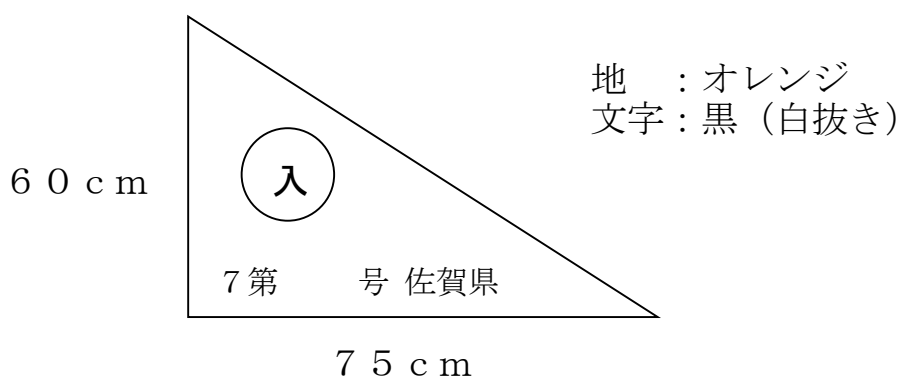
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

令和7年度刺し網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等		福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）
操 業 区 域		佐賀県有明海（大臣管轄漁場を除く。）	福岡県有明海海域（大臣管轄漁場を除く。）
許 可 枠		1 2 0 隻	1 2 0 隻
許可の有効期間		令和7年7月1日～令和8年6月30日	令和7年7月1日～令和8年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (オレンジ地に黒文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (緑地に黒文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域（有共第2号及び第3号の区域内）	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以东の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	5 3 0 m（仕立上り）以下	5 3 0 m（仕立上り）以下
	網の目合い	一重網：1 1 cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：1 1 cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1 統	一重網又は三重網のいずれか1 統
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第5 5 条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	3 0 0 m（仕立上り）以下	3 0 0 m（仕立上り）以下
	網の目合い	外網1 8 cm以下、内網3. 5cm以下	外網1 8 cm以下、内網3. 5cm以下 網丈2 m以下
	網の統数	2 統以内 （2 統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。）	2 統以内 （2 統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。）
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	漁業調整規則第5 5 条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	4 5 0 m（仕立上り）以下	4 5 0 m（仕立上り）以下
	網の目合い	1 0 cm以下 網丈6 m以下	1 0 cm以下 網丈6 m以下
	網の統数	1 統	1 統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識の記名	佐賀県漁業調整規則第5 5 条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	4 5 0 m（仕立上り）以下	4 5 0 m（仕立上り）以下
	網の統数	1 統	1 統
	ボンデンに設置する旗		水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第5 5 条に明記	
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大潮通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）
	網の総延長	4 5 0 m（仕立上り）以下	4 5 0 m（仕立上り）以下
	網の統数	1 統	
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第5 5 条に明記	
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止

さし網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県:佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	7	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27
地	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤
入	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤

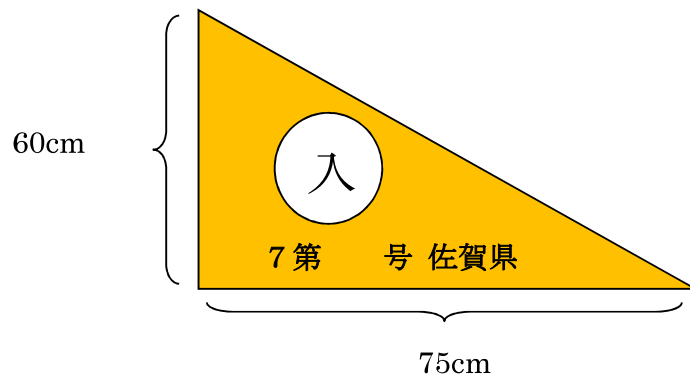
発行県:福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

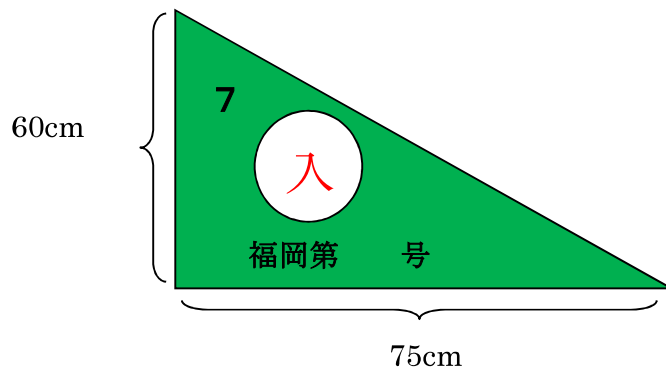
年度	7	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27
地	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒
入	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒

○令和7年度さし網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)



刺し網漁業等福岡佐賀相互入漁許可実績一覧

(福岡県から佐賀有区への入漁)

(福岡県から佐賀県までの県)																																																							
漁協名	大川市					川口					浜武					沖端					柳川					皿垣開					大和					両開					三里										合計				
年度 種類	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6							R2	R3	R4	R5	R6									
すずき流し刺し網						3	3	3	3	3	1	1	2	2	2																														4	4	6	6	6						
えび三重流し刺し網	1	1	1	1	1											1	1	1	1	1																										3	3	3	3	3					
雑魚一重流し刺し網	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2			4	4	4	4									1	1																					7	11	9	9	9				
固定式刺し網	33	32	32	29	29	9	9	9	9	9	15	16	17	16	16	21	21	21	23	23	2	2	2	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										86	86	86	86	86			
げんしき網																																																							
計	37	36	36	33	33	15	15	15	14	14	15	16	21	23	22	22	22	22	24	24	2	2	2	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										100	104	104	104	104				

(佐賀県から福岡有区への入漁)

佐賀県から福岡県にかけての漁業																																																								
漁協名(支所名)	佐賀県有明海 (諸富町)					佐賀県有明海 (大詫間)					佐賀県有明海 (南川副)					佐賀県有明海 (広江)					佐賀県有明海 (東与賀町)					佐賀県有明海 (久保田町)					佐賀県有明海 (福富町)					佐賀県有明海 (新有明)					佐賀県有明海 (芦刈)					佐賀県有明海 (大浦)					合計					
年度 種類	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6											
すずき流し刺し網	5	5	4	4	4						10	10	10	10	9	10	9	9	10	10	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	1	1	1	1	1											1	1	1	30	30	30	31	30			
えび三重流し刺し網	2	2	2	2	2																																							1	1	1	2	2	3	3	3					
雑魚一重流し刺し網	4	3	3	3	3						3	3	3	3	3	7	5	4	4	2						2	2	2	2															1	1	1	14	13	13	13	11					
固定式刺し網	25	24	23	23	23	2	4	3	3	3	11	15	17	17	18		1				1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	4	5	5	5	1						4	3	4	4	43	55	57	56	58				
げんしき網	10	10	10	10	10											5	3	3	3	3																																				
計	46	44	42	42	42	2	4	3	3	3	24	28	30	30	30	22	18	16	17	15	3	3	3	3	3	3	6	7	6	7	3	3	3	3	3	3	4	5	5	5	2					4	7	7	7	104	114	117	116	115		

当該漁期末における有効許可件数。

ただし、令和6年度については、令和7年1月1日現在で有効な許可数。

6 水管第 2931 号
令和7年1月15日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 江藤 拓

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川市漁業協同組合及び川口漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

報告対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日(佐賀県有明海漁業協同組合)
報告対象期間: 令和5年6月1日～令和6年5月31日(福岡有明海漁業協同組合連合会)

【共同漁業権】

(1)免許番号等		(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検 結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (日)	生産量(kg)	行使権者数 (人)	行使状況(人)			
農共1号	佐賀県有明海漁業協同組合 福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	222	3,680	3,249	9	佐賀県有明海漁業協同組合 1. 漁業権行使規則の取組実績 ・行使規則の遵守 ・体調制限・漁具の制限 2. 共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・海面清掃の実施(河川より流下する枯草の除去) 3. その他の取組 ・有共委員会指示を踏まえた操業見送り ・資源量の著しく減少している魚種の自主的採捕自粛 ・県水産振興センターによる定期・臨時モニタリングによる赤潮情報の生産者への提供 ・種苗放流・移植事業 ・有害生物の駆除 福岡有明海漁業協同組合連合会 1. 漁業権行使規則の取組実績 ・休漁日の設定 ・保護区の設定 ・資源量が著しく減少している魚介類の採捕禁止 ・漁具の制限 ・体長制限 2. 資源維持・増殖等のために実施している取組 ・漁場清掃 ・食害対策試験、有害生物の駆除 ・生息調査 ・天然採苗器の設置、追跡調査 ・稚貝等放流・移植 ・母貝育成等による生息域拡大技術の試行 ・種苗放流 3. その他の取組 ・密漁監視	○	適切かつ有効に活用されている。
			あさり漁業	1月1日	12月31日	1,444	34,032		78			
			からすがい漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日	34	322		3			
			ばい漁業	1月1日	12月31日	205	3,100		10			
			あかがい漁業	1月1日	12月31日	41	351		8			
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日	3	1		1			
			もがい漁業	1月1日	12月31日	4	10		2			
			にし漁業	1月1日	12月31日	81	425		7			
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日	14	0		3			
			しおふき漁業	1月1日	12月31日	124	580		8			
			あげまき漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			まてがい漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日	4	18		2			
			はいがい漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			しゃみせんがい漁業	1月1日	12月31日	50	100		1			
			たこ漁業	1月1日	12月31日	608	4,676.2		21			
			餌むし漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			しゃこ漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			いそぎんちゃく漁業	1月1日	12月31日	20	180		1			
		第2種共同	竹羽瀬漁業【※】	1月1日	12月31日	0	0	1,249	0			
			三尺網漁業	1月1日	12月31日	60	720	1,257	1			
			あみもじ網漁業	1月1日	12月31日	0	0	1,308	0			
			こうもり網漁業	1月1日	12月31日	0	0	1,282	0			
			待網漁業(繁網及び手押網漁業を含む。)	1月1日	12月31日	70	350	1,292	1			
			かにかご漁業	1月1日	12月31日	121	339	1,263	4			
			いかかご漁業	1月1日	12月31日	211	1,800	1,251	5			
			あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日	6	6	1,270	3			
			うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日	0	0	1,266	0			

【※】令和5年8月31日で免許期間満了

報告対象期間:令和5年5月1日～令和6年4月30日(福岡有明海漁業協同組合連合会)
報告対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日(川口漁業協同組合、大川市漁業協同組合)

【区画漁業権】

(1)免許番号等		(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (のり網枚数)	生産量	行使権者数 (人)	行使状況(人)			
農区第1号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	—	—	—	—	88	0	—	×	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第11号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	—	—	—	—	88	0		×	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第205号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	—	—	—	—	12	0		×	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第206号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	—	—	—	—	—	—		×	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第207号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	5,716	総生産枚数 7.5億枚 総生産額 158.3億円 【※】	418	50	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行使の内容」 （厳守事項）を公示 ・漁業権管理委員会の実施 ・資格審査の実施 2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃 ・漁場巡回監視 ・漁場調査 3. その他の取組 ・新規就業者向け研修会の開催 ・法人化に向けた勉強会の開催	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第208号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4,660			57		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第209号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	10,188			103		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第210号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	17,278			171		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第211号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	11,774			130		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第212号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	20		27	1		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第213号	川口漁業協同組合 大川市漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	1,400		27	27		○	適切かつ有効に活用されている。

【※】知事免許漁場分を含む。

6 水管第 2931 号
令和 7 年 1 月 15 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 江藤 拓

漁業法第 90 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会に報告する。

【共同漁業権】		報告対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日(佐賀県有明海漁業協同組合) 報告対象期間: 令和5年6月1日～令和6年5月31日(福岡有明海漁業協同組合連合会)										
(1)免許番号等		(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検 結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (日)	生産量(kg)	行使権者数 (人)	行使状況(人)			
農共1号	佐賀県有明海漁業協同組合 福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	222	3,680	3,249	9	佐賀県有明海漁業協同組合 1. 漁業権行使規則の取組実績 ・行使規則の遵守 ・体調制限・漁具の制限 2. 共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・海面清掃の実施(河川より流下する枯草の除去) 3. その他の取組 ・有共委員会指示を踏まえた操業見送り ・資源量の著しく減少している魚種の自主的採捕自粛 ・県水産振興センターによる定期・臨時モニタリングによる赤潮情報の生産者への提供 ・種苗放流、移植事業 ・有害生物の駆除 福岡有明海漁業協同組合連合会 1. 漁業権行使規則の取組実績 ・休漁日の設定 ・保護区の設定 ・資源量が著しく減少している魚介類の採捕禁止 ・漁具の制限 ・体長制限 2. 資源維持、増殖等のために実施している取組 ・漁場清掃 ・食害対策試験、有害生物の駆除 ・生息調査 ・天然採苗器の設置、追跡調査 ・稚貝等放流、移植 ・母貝育成等による生息域拡大技術の試行 ・種苗放流 3. その他の取組 ・密漁監視	○	適切かつ有効に活用されている。
			あさり漁業	1月1日	12月31日	1,444	34,032		78			
			からすがい漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日	34	322		3			
			ばい漁業	1月1日	12月31日	205	3,100		10			
			あかがい漁業	1月1日	12月31日	41	351		8			
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日	3	1		1			
			もがい漁業	1月1日	12月31日	4	10		2			
			にし漁業	1月1日	12月31日	81	425		7			
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日	14	0		3			
			しおふき漁業	1月1日	12月31日	124	580		8			
			あげまき漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			まてがい漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日	4	18		2			
			はいがい漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			しゃみせんがい漁業	1月1日	12月31日	50	100		1			
			たこ漁業	1月1日	12月31日	608	4,676.2		21			
			餌むし漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			しゃこ漁業	1月1日	12月31日	0	0		0			
			いそぎんちゃく漁業	1月1日	12月31日	20	180		1			
		第2種共同	竹羽瀬漁業【※】	1月1日	12月31日	0	0	1,249	0			
			三尺網漁業	1月1日	12月31日	60	720	1,257	1			
			あみもじ網漁業	1月1日	12月31日	0	0	1,308	0			
			こうもり網漁業	1月1日	12月31日	0	0	1,282	0			
			待網漁業(繁網及び手押網漁業を含む。)	1月1日	12月31日	70	350	1,292	1			
			かにかご漁業	1月1日	12月31日	121	339	1,263	4			
			いかかご漁業	1月1日	12月31日	211	1,800	1,251	5			
			あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日	6	6	1,270	3			
			うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日	0	0	1,266	0			

【※】令和5年8月31日で免許期間満了

【区画漁業権】

報告対象期間:令和5年9月1日～令和6年4月30日

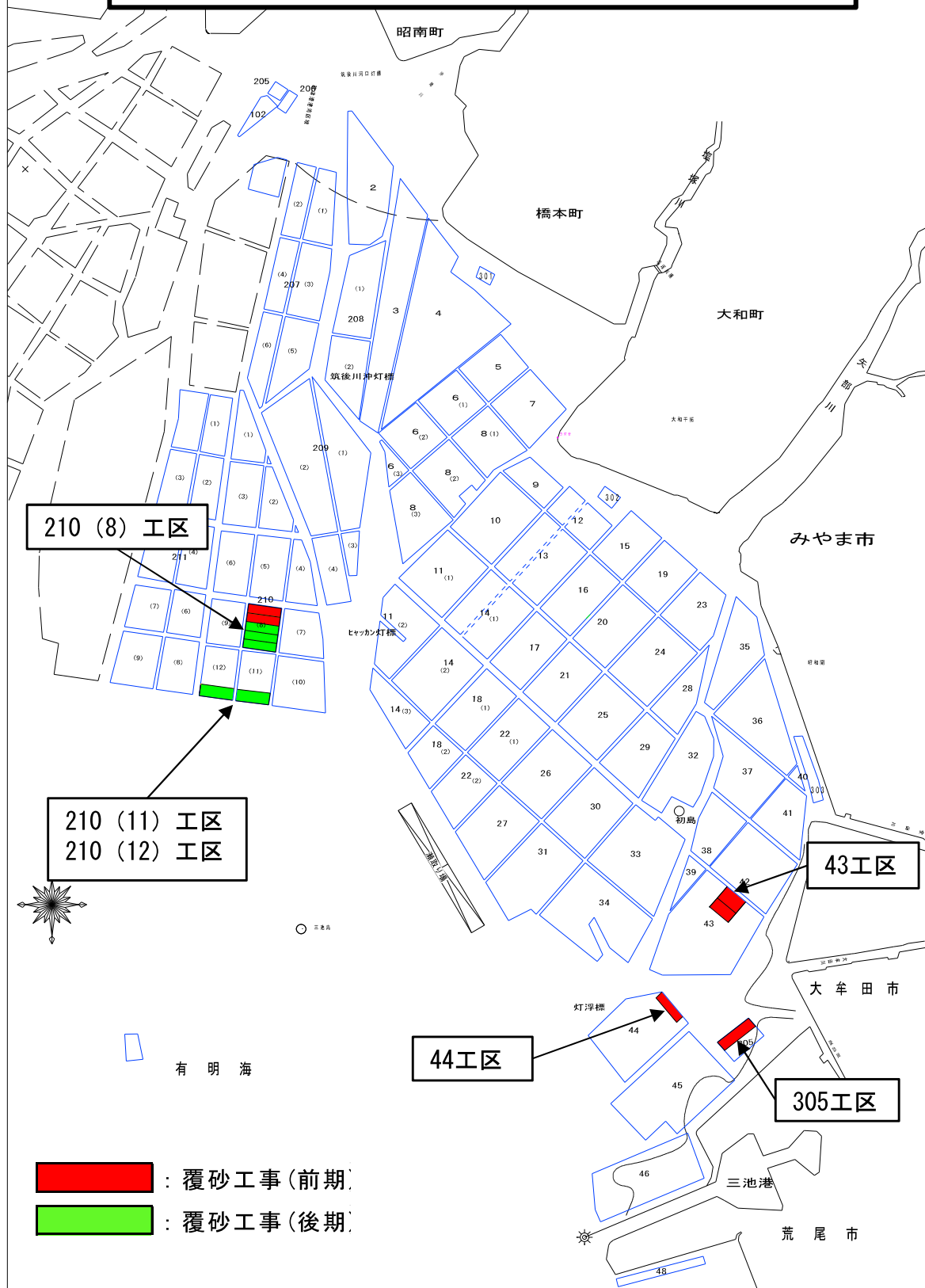
(1)免許番号等		(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (のり網枚)	生産量	行使権者数 (人)	行使状況(人)			
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,850	総生産枚数 1億枚 総生産額 24.6億円	85	33	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・漁業の方法(養殖規模、養殖期間等)を遵守	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,461		227	46	2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・継続的な養殖生産を行うため、集団管理を実施。(病害対策、養殖水位設定、採苗日、冷凍網出庫日等) ・漁場改善のための取り組みを実施。(河岸・海岸・海面清掃、植林活動、海底耕耘、二枚貝類の増殖等) ・組合員行使権者に対し漁業関係法令及び行使規則、のり養殖に関する基本方針、活性処理に関する実施要領を遵守	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	3,070		111	51	3. その他の取組 ・水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関等が実施する試験研究、調査等に協力	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	15,808		306	231		○	適切かつ有効に活用されている。

令和7年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和7年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和7年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福岡県
水産振興課漁場整備係

1. 令和7年度 水産基盤整備事業（覆砂工事）実施予定位置



2. 令和7年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

福岡県水産振興課

覆砂工事

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤 整備事業	福岡県	福岡県有明	210(8)	柳川市地先	R7年5月上旬～8月下旬	覆砂 231,000 m ²	砂厚 35cm
	〃	〃	210(11)	柳川市地先	R7年6月上旬～8月下旬	〃 53,000 m ²	砂厚 35cm
	〃	〃	210(12)	柳川市地先	R7年6月上旬～8月下旬	〃 53,000 m ²	砂厚 35cm
			3漁場			337,000 m ²	

【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤 整備事業	福岡県	福岡県有明	43	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月上旬	覆砂 102,000 m ²	砂厚 35cm
	〃	〃	44	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月上旬	〃 42,000 m ²	砂厚 35cm
	〃	〃	305	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月上旬	〃 67,000 m ²	砂厚20cm
			3漁場			計 211,000 m ²	

合計 548,000 m²

3. 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。

海砂について

- 1 海砂は使用前に①中央粒径値、②シルト分、③れき分、④貝殻混入率、⑤ダイオキシン類を確認し、規格に適合する砂を使用します。
- 2 採取許可の確認が取れたものを使用します。
(過去実績: 山口県蓋井島周辺、福岡県白島周辺、佐賀県唐津沖、長崎県壱岐周辺 等)

(現行)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

（1）6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

（2）採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

（3）採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

（4）傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで



(現案)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第1 1 6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和7年 月 日(公報登載日)

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第~~5-8-6~~9号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区(農林水産大臣管轄漁場を含む。)におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和~~4~~7年3月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

- (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 07 分 35 秒、	東経	130 度 10 分 25 秒
イ	北緯	33 度 07 分 04 秒、	東経	130 度 10 分 49 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 02 秒、	東経	130 度 10 分 45 秒
エ	北緯	33 度 07 分 32 秒、	東経	130 度 10 分 19 秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 1 隻が使用する網漁具の総延長 | 250 メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9 メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20 センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1 統 |

5 指示期間

令和~~4~~7 年 6 月 1 日から令和~~7~~10 年 5 月 31 日まで

ビゼンクワゲ採捕禁止区域

